

公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第148号

最終改正 令和5年3月29日和医大規程第77号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（平成18年4月1日和医大規程第65号。以下「職員給与規程」という。）第14条及び第29条の規定の例による。

(給料)

第4条 給料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	給 料 の 額 (月 額)
理 事 長	922,000円
副理事長、理事及び監事	533,000円以上784,000円以下で理事長が定める額

(地域手当等)

第5条 地域手当及び通勤手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第29第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 第2項の期末手当の額を定めるにあたっては、和歌山県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による期末手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減ずることができるものとする。

5 第2項の期末手当に係る在職期間には、和歌山県職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の和歌山県職員としての在職期間を含むものとする。

6 役員が基準日前1箇月以内に退職し、かつ、引き続き和歌山県職員となった場合においては、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

7 第2項の期末手当基礎額の計算及び期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関しては、職員の例による。

(非常勤役員手当等)

第7条 非常勤役員手当の額は、日額24,000円とする。

2 非常勤役員がその職務を行うため旅行をする場合には、その費用の弁償として旅費を支給するものとし、その額及び支給方法については職員の例によるものとする。

3 前項の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料及び地域手当（以下「給料等」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料等を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(補則)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか職員の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(給料月額の特例)

2 理事長及び副理事長の給料の額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。

(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)

3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(平成23年8月から同年10月までの間における給料月額の特例)

4 平成23年8月から同年10月までの間における理事長の給料の額に関する第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは「100分の20」とし、副理事長の給料の額に関する同項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは「100分の10」とする。

(平成25年7月から平成26年3月までの間における給料月額の特例)

5 平成25年7月から平成26年3月までの間における理事長の給料の額に関する第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは、「100分の20」とする。

附 則

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、理事については、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程（次項において、「改正後の規程」という。）の規定は、同年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月11日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成28年3月11日和医大規程第88号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日和医大規程第40-6号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月12日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成29年4月7日和医大規程第10号）

この規程は、平成29年4月7日から施行する。

附 則（平成30年3月2日和医大規程第62号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年3月2日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用す

る。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成30年 3 月14日和医大規程第69号)

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成30年12月 5 日和医大規程第48号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月 5 日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程 (次項において「改正後の規程」という。) の規定は、平成30年12月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成31年 3 月26日和医大規程第63号)

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年12月 9 日和医大規程42号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月 9 日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程 (次項において「改正後の規程」という。) の規定は、令和元年12月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (令和 2 年 3 月17日和医大規程第54号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年11月27日和医大規程第55号)

この規程は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月29日和医大規程第77号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年11月29日和医大規程第68号)

この規程は、令和 3 年12月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月18日和医大規程第112号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年12月 5 日和医大規程43号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和 4 年12月 5 日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学役員報酬規程 (次項において「改正後の規程」という。) の規定は、令和 4 年12月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学

役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日和医大規程第 77 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。